

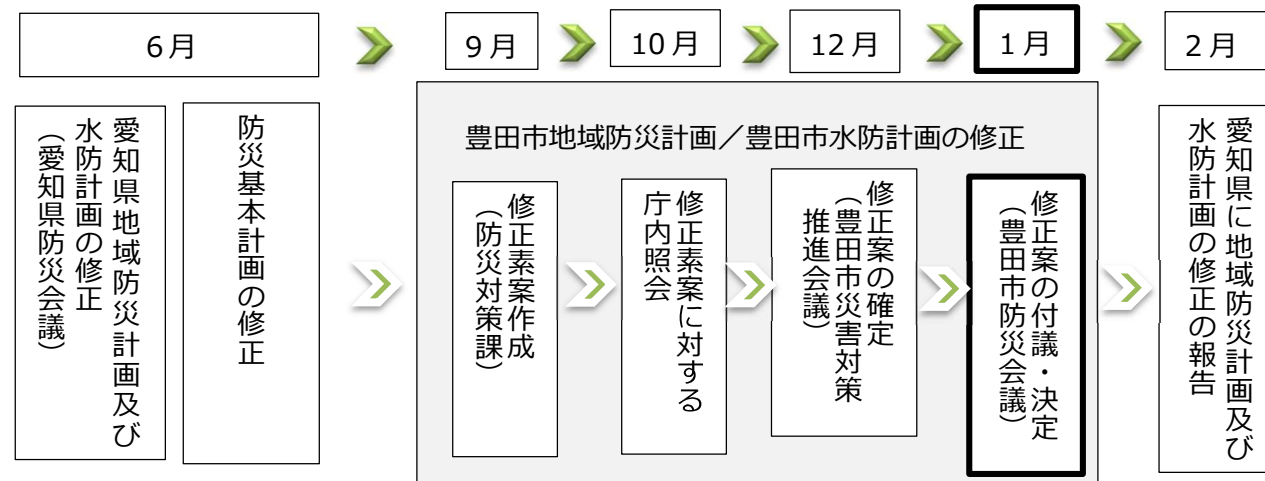
豊田市地域防災計画及び豊田市水防計画の改訂について

資料 1

1 豊田市地域防災計画及び豊田市水防計画改訂の根拠・流れ

豊田市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画である。豊田市水防計画は、河川、ため池などの洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し必要な事項について定めた計画である。

豊田市地域防災計画及び豊田市水防計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、豊田市防災会議に諮らなければならないとされている（災害対策基本法第42条、水防法第33条）。



2 豊田市地域防災計画の改訂

(1) 地域防災計画（本編）の構成

《風水害等災害対策計画》	《地震災害対策計画》
第1編 総則	第1編 総則
第2編 災害予防	第2編 災害予防
第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画
第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興
	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応
	別紙 東海地震に関する事前対策

(2) 主な改訂内容

ア 豊田市の取組に係る修正事項

(ア) 災害対策本部移転先の修正

災害対策本部の移転先見直しに伴い、市民文化会館から豊田市博物館へ記載内容を修正。

※風水害等編 第3編 災害応急対策 第1章 第1節 災害対策本部の設置・運営

※地震編 第3編 災害応急対策 第1章 第1節 災害対策本部の設置・運営

(イ) 豊田市防災行政無線システムの更新に伴う修正

豊田市防災行政無線システム更新に伴い、I P無線機が導入されたことを受け、豊田市防災行政無線設備一覧を修正。

※附属資料編

イ 愛知県の修正に基づく修正事項

(ア) 災害中間支援組織に係る修正（防災基本計画に基づく修正）

災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体

制の構築や、同組織の育成及び災害ボランティアセンターの運営を支援する者（社会福祉協議会等）との連携について追記。

※風水害等編 第2編 災害予防 第1章 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

※地震編 第2編 災害予防 第1章 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

(イ) 災害ケースマネジメントに係る修正（防災基本計画に基づく修正）

県及び市町村が、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組である「災害ケースマネジメント」等の仕組みの整備及び実施に努めることについて追記。

※風水害等編 第2編 災害予防 第10章 第2節 要配慮者支援対策

※地震編 第4編 災害復旧・復興 第5章 第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

3 豊田市水防計画の改訂

(1) 水防計画（本編）の構成

第1章 総則	第5章 重要水防箇所等	第9章 水位情報の周知
第2章 水防組織	第6章 水防に関する予報・警報	第10章 水防活動
第3章 水防施設等	第7章 水防警報	第11章 応援協力
第4章 水防非常配備体制	第8章 洪水予報	第12章 水防訓練

(2) 主な改訂内容

ア 重要水防箇所等の変更を踏まえた修正（愛知県及び豊田市の取組における修正）

矢作川を始めとする重要水防箇所等において堤防高不足等への対応に向けた改修工事等の結果を反映した内容とするため、必要な修正を行った。

※第5章 重要水防箇所等に記載

イ 水防に関連する予報・警報の発表基準の変更を踏まえた修正（愛知県の取組における修正）

気象庁の発表する大雨警報等の発表基準の変更、水防に関連する予警報の伝達系統の変更に伴い、必要な修正を行った。

※第6章 水防に関連する予報・警報に記載

ウ 水位周知河川の水位情報の読替え

水防法第13条第2項の規定に基づき河川の水位情報を周知する河川（水位周知河川）の基準観測所に設置されている水位計が被災等により正常な水位観測ができなくなった場合に、近傍の危機管理型水位計の水位により水位情報を発表することとしているが、水位データの蓄積が進んだことを踏まえ、読替えの基準をあらかじめ整理し記載した。

※第9章 水位情報の周知に記載

4 改訂スケジュール

・豊田市防災会議 令和7年1月23日（木）

※豊田市地域防災計画及び豊田市水防計画改訂に関する付議

・愛知県報告 防災会議後すみやかに報告

豊田市地域防災計画の修正の要旨

1 豊田市地域防災計画の修正の根拠

豊田市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、市地域防災計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

2 主な修正内容

主な修正事項は以下のとおり。

（1）災害中間支援組織に係る修正

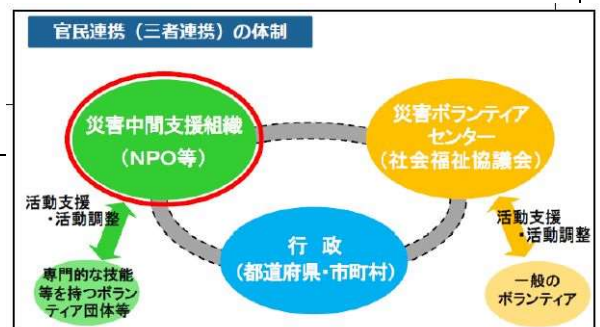
災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築や、同組織の育成及び災害ボランティアセンターの運営を支援する者（社会福祉協議会等）との連携について追記。

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第1章 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携
- 地震編 第2編 第1章 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 1
- 地震編 p 1



（2）災害ケースマネジメント

県及び市町村が、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組である「災害ケースマネジメント」等の仕組みの整備及び実施に努めることについて追記。

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第10章 第2節 要配慮者支援対策
第4編 第4章 第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施
- 地震編 第2編 第8章 第2節 要配慮者支援対策
第4編 第5章 第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 1, 9
- 地震編 p 1, 11

